

定 款

一般社団法人未来かなえ機構

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人未来かなえ機構と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岩手県気仙郡住田町に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、医療、介護、保健及び福祉（以下「医療等」という。）の連携強化による先導的な事業を企画し、及び実施するとともに、気仙地域（岩手県大船渡市、陸前高田市及び住田町の地域をいう。以下同じ。）において医療等の業務に従事する者、気仙地域内に住所を有する者（以下「地域住民」という。）及び気仙地域内の地方公共団体が互いに連携を図り、東日本大震災以降の人口減少や超高齢社会に対応したあるべき医療等の方向性を示すことを目的とする。

(事業活動)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 医療等の連携強化及び地域住民へのサービス向上に資する ICT システムの導入及び運用に関すること。

(2) 介護職の従事者及び地域住民の介護等に関する知識向上に資する事業の実施に関すること。

(3) その他目的達成のために必要な調査研究に関すること。

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

第2章 会 員

(会員の構成)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助

会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 第8条の義務を1年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 死亡し、又は解散したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(4) 定款の変更

(5) 会員の除名

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上12名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、

職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 19 条第 1 項で定める理事若しくは監事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第 27 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なくその取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 28 条 当法人は、一般社団法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 当法人は、一般社団法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、一般社団法人法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。

第5章 理事会

(構成)

第 29 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 34 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成す

る。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 36 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会規則で定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第 40 条 当法人は、剰余金の分配は行わない。

第7章 事務局

(事務局)

第 41 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会における総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、社員総会における総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、当法人成立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立初年度の事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第39条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(設立時の役員)

第47条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	滝田 有	菅野 悦哉	金野 良則	伊藤 達朗
	田畑 潔	内出 幸美	三浦 和士	熊谷 文宏
	伏木 崇人	菅野 利尚	伊藤 豊彦	安部 博

設立時代表理事 滝田 有

設立時監事 佐々木 松久 大坂 敏夫

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第48条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 宮城県仙台市青葉区小田原4丁目8番13号

設立時社員 滝田 有

住所 岩手県気仙郡住田町世田米字世田米駅 117 番地
設立時社員 菅野 悦哉
住所 岩手県陸前高田市高田町字中和野 15 番地 4
設立時社員 金野 良則
住所 岩手県盛岡市上田一丁目 13 番 8 号
設立時社員 伊藤 達朗
住所 岩手県陸前高田市米崎町字西の沢 83 番地 6 ラルーチェ B 棟
201 号
設立時社員 田畑 潔
住所 岩手県盛岡市盛岡駅前北通 5 番 25 1301 号
設立時社員 内出 幸美
住所 岩手県大船渡市猪川町字中井沢 46 番地 22
設立時社員 三浦 和士
住所 岩手県陸前高田市高田町字下和野 1 番地 2 市営住宅下和野
団地 2507 号
設立時社員 熊谷 文宏
住所 岩手県大船渡市大船渡町字野々田 28 番地 2 パストラレー
202 号室
設立時社員 伏木 崇人
住所 岩手県陸前高田市横田町字西宿 11 番地
設立時社員 菅野 利尚
住所 岩手県気仙郡住田町世田米字火石 26 番地 7
設立時社員 伊藤 豊彦
住所 長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1776 番地 4
設立時社員 安部 博
住所 岩手県気仙郡住田町世田米字赤畑 18 番地 1
設立時社員 佐々木 松久
住所 岩手県陸前高田市気仙町字牧田 17 番地長部小学校仮設住宅
8-6 号
設立時社員 大坂 敏夫

(法令の根拠)

第 49 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人未来かなえ機構設立のため、設立時社員滝田有のほか 13 名の定款作成代理人岩野光進は、電磁的記録である本定款を作成し、これに署名する。

平成 27 年 3 月 24 日

設立時社員	滝田 有
設立時社員	菅野 悦哉
設立時社員	金野 良則
設立時社員	伊藤 達朗
設立時社員	田畑 潔
設立時社員	内出 幸美
設立時社員	三浦 和士
設立時社員	熊谷 文宏
設立時社員	伏木 崇人
設立時社員	菅野 利尚
設立時社員	伊藤 豊彦
設立時社員	安部 博
設立時社員	佐々木 松久
設立時社員	大坂 敏夫

上記設立時社員の定款作成代理人
岩手県盛岡市馬場町 3 番 38 号

行政書士 岩野 光進